

宮崎国際大学における公的研究費による研究活動のガイドライン

令和3年10月1日 学長決定

「宮崎国際大学研究者行動規範」の下、本学研究者が適切かつ公正に研究活動する上で留意すべき事項をガイドラインとして定める。

1. 定義

- ① 「研究」とは、研究の立案・計画・申請・実施・発表・報告・審査等に関わるすべての活動をいう。
- ② 「研究者等の倫理」とは、研究に関わるねつ造、改ざん、盗用、不正使用など社会規範から著しく逸脱した不正行為を防止し、研究に関して社会的模範となるような行動の規範をいう。

2. 法令の遵守

- ① 研究の実施、研究費の使用等に当たっては、法令や関係規則を遵守しなければならない。

3. 研究の立案・申請

- ① 研究の実態とかけ離れた誇大な成果を掲げて、研究計画を立案・申請してはならない。
- ② 研究の立案・申請に当たっては、書類等に記載する業績等を偽造・ねつ造してはならない。

4. 実験の安全管理

- ① 実験に際して、機器、装置、薬品等を用いる場合は、十分な知識・手技を持って健康と安全を確保するとともに、指導的な立場にあってはその教育に留意しなければならない。
- ② 実験の過程で生じた廃液、使用済薬品・材料等は、自然環境に悪影響を与えないように処理しなければならない。
- ③ 病原性微生物等の病原体を扱う実験、RI実験、遺伝子組換え実験、動物実験等、高度な知識を要するものについては、関連の法令と諸規定を遵守し、十分な知識を持って健康と安全を確保するとともに、指導的な立場にあってはその教育に留意しなければならない。

5. 情報・データの適正な取り扱い

- ① 研究の必要に応じて収集した資料、情報、データ等の保存に関しては、紛失、遺漏、改ざん等を防ぐ適切な管理と処置を講じなければならない。
- ② 研究成果の発表の基礎とした資料、情報、データ等は、契約等による期間又は十分に説明責任を果たすことのできる適切な期間保存しなければならない。
- ③ ヒトに関わる行動や心身に関わる個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合には、インフォームド・コンセントの手続きを取り、提供者に対してその目的と方法を分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。
- ④ 研究のために収集した個人情報及びデータ等は、個人が特定されないよう十分に配慮するなどし、適切に取り扱わねばならない。
- ⑤ 災害等により被災した個人・団体等を対象とする調査・研究を行う場合は、当該被災地の自治体と調整するなど、調査・研究・公表の実施方法に十分配慮をすること。また、調査・研究め結果、必要と考えられる被災者には、適切な保健医療サービスが提供される体制を整備するなどの配慮をすること。

6. 補助金及び受託研究費等の適正な執行

- ① 研究の推進に当たり、研究費は適正に執行しなければならない。また、研究費の不正使用に関する指示または加担など、一切の不正行為に関わってはならない。
- ② 科学研究費補助金などの外部資金は、「補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律」、「科学研究費補助金取扱規程」などの関連する諸規定を遵守し、申請した研究計画から逸脱した目的に流用してはならない。

7. 研究成果の発表・報告

- ① 研究成果の発表・報告に際しては、存在しないデータを作成するねつ造、データを都合よく加工・変造する改ざん、他者の研究成果やデータを適切な引用なしで使用する盗用等を行ってはならない。
- ② 先行研究を精査して、当該研究に寄与した先行研究は適切に引用しなければならない。
- ③ 同一の研究成果の論文原稿を複数の研究誌に投稿してはならない。
- ④ 論文の共著者は、論文内容に共同の責任を負える者全員であり、またその範囲に限るものとする。
- ⑤ 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の利用にあたっては明確な同意を

得なければならない。

- ⑥ 研究成果を発表する際には、明確な研究成果に基づいて行うものとし、契約等により必要な場合は、適切な手続きに基づき行わなければならない。

8. 公正な審査

- ① 学内外の研究助成金・補助金の審査、または論文の審査・査読に当たっては、評価基準、審査綱領等に従って、公正で公平な審査を行わなければならない。
- ② 助成金・補助金の審査、論文等の審査・査読によって知り得た内容を、不正に利用してはならず、また、他者に漏らしてはならない。

9. 利益相反

- ① 産学官連携活動等において、利益相反による弊害を生じさせ、本学の社会的信頼を損なうことがないように十分注意しなければならない。
- ② 受託研究及び共同研究の実施に際しては、委託者、共同研究の相手との利害関係が相反することによる弊害の発生を回避するよう努めなければならない。

10. 安全保障輸出管理

- ① 研究を遂行する上で、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される技術の提供及び貨物の輸出は行わないよう十分注意しなければならない。
- ② 技術の提供及び貨物の輸出を行う場合は、関係法令を遵守し、安全保障輸出管理実施手順に基づく手続きを行わなければならない。